

放課後等デイサービス・児童発達支援重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、文章により説明を行うものです。

特定非営利活動法人ふれあいぽっぽは、利用者に対して放課後等デイサービスを提供します。

施設・設備の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. サービスを提供する事業者

経営事業者の名称	特定非営利活動法人ふれあいぽっぽ
法人所在地	〒567-0036 大阪府茨木市上穂積二丁目1番10号
代表者氏名	理事長 大谷 知子
電話番号	072-627-8903
FAX番号	072-623-8923

2. 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

種類	放課後等デイサービス・児童発達支援事業所
	平成24年4月2日指定
事業所番号	2754220081
名称	デイサービスなかよし
所在地	〒567-0036 大阪府茨木市上穂積二丁目5番16号
電話番号	072-627-9005 (FAX 072-627-9393)
管理者氏名	山本 真由美
通常の事業の実施地域	茨木市

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	利用者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適應することができるよう適切な支援を行うことを目的とします。
運営方針	児童の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて、必要な発達支援サービスを行います。

(3) 事業所窓口の営業日及び利用時間

営業日	月曜日から金曜日と第2、第4土曜日 但し、国民の祝日、8月12日から8月16日、12月28日から1月4日までを除く
営業時間	月曜日～金曜日 午後0時30分から午後6時30分まで
	第2第4土曜日 午前9時00分から午後6時00分まで
	学校長期休暇中（前後の日を含む） 午前9時00分から午後6時00分まで
利用時間	午後 1時から午後6時00分まで
土曜日利用時間	午前10時00分から午後5時00分まで
長期休暇中（前後の日を含む）利用時間	午前10時00分から午後5時00分まで

3. 職員体制

職 種	常 勤	非常勤
管理者	1 名	
児童発達支援管理責任者	1 名	
指導員	2 名	4 名
保育士	1 名	2 名
運転手(指導員が兼務含む)		4 名

4. 放課後等デイサービス・児童発達支援の内容

- (1) 放課後等デイサービス・児童発達支援計画の作成
- (2) 基本事業

種 類	内 容
日常生活訓練	日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等
集団生活への適応訓練	会話、パソコン操作等
創作的活動	絵画、工作、園芸等
更正相談	医療、福祉、生活の相談等
介護方法の指導	家族等に対する介護技術指導等
健康指導	健康チェック、健康相談

(3) 介護サービス

更衣、排泄等の身体介助

(4) 送迎サービス

事業所の所有する車両により、障がい児の自宅と事業所間の送迎を行う

5. 利用料金

(1) 介護給付対象サービス

放課後等デイサービス・児童発達支援の利用に対しては、通常、サービス利用料金の9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者の保護者は利用者負担金としてサービス利用料金の1割を事業者にお支払いいただきます。

なお事業者が利用者に代わり市町村から受領した介護給付費の額については、利用者に通知しません。

○1日あたりのサービスの利用料金は下記のようになります。

・放課後等デイサービス（授業終了後）

サービス利用料金	6,455円
うち介護給付費等が給付される金額(9割)	5,809円
うちサービス利用に係る自己負担額(1割)	646円

・放課後等デイサービス（学校休業日）

サービス利用料金	7,059円
うち介護給付費等が給付される金額(9割)	6,353円
うちサービス利用に係る自己負担額(1割)	706円

・児童発達支援

サービス利用料金	8,522円
うち介護給付費等が給付される金額(9割)	7,669円
うちサービス利用に係る自己負担額(1割)	853円

* 児童指導員等加配加算(1日当たり162円)

* 専門的支援体制加算(1日当たり131円)

*** 専門的支援実施加算(1回当たり159円、1ヶ月6回まで)**

* 欠席時対応加算(100円) 急な欠席の場合、1ヶ月に4回まで加算されます。

* 送迎加算(片道58円) 事業所により送迎を行った場合、加算されます。

* 延長支援体制加算

30分以上1時間未満(1日当たり65円)

1時間以上2時間未満(1日当たり98円)

2時間以上(1日当たり131円)

* 個別サポート加算I(1日当たり96円)

* 強度行動障害体制加算(1日当たり212円)

* 利用者負担上限額管理加算(1ヶ月につき159円) 複数の事業所を利用され、利用者負担額合計額の管理を依頼され、行った場合加算されます。

【利用者負担額の月額上限について】

1ヶ月あたりの利用者負担額については、利用者が属する世帯の収入・資産に応じた月額上限額が設定され、それを超えて負担する必要はありません。詳しくはお住まいの市町村役場の障害福祉担当課にお問い合わせ下さい。

- * 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ（放課後デイサービス：13.1%。児童発達支援：12.8%）
（所定単位数にサービス別加算率を乗じ、単位数で算定されます。）

（2） その他の料金

* 水道光熱費 1日につき100円

* 創作活動に係る材料費 実費

* 送迎サービスの提供にかかる費用

＜通常の事業の実施地域以外の地域＞

事業所から片道5キロメートル未満 1回(片道)につき700円

事業所から片道5キロメートル以上 1回(片道)につき700円に1キロメートルにつき50円加算

* その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者に負担させることが適当とみられるものの実費

（3） 支払い方法

利用料金は1ヶ月毎に自動払込にてお支払い頂きます。お送りする請求書に記載のある期日までに該当口座にご準備下さい。

※自動払込にて問題がある場合はお申し出ください。

6. デイサービスを利用の際に留意していただく事項

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者(児)施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知）に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	理事長 大谷 知子
-------------	-----------

② 成年後見制度の利用を支援します。

- ③ 苦情解決体制を整備をしています。
- ④ 従業者に対する虐待のを啓発・普及するための研修を実施しています。

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

- 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

② 個人情報の保護について

- 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等他の障害福祉サービス事業者に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。
- 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

9. 緊急時の対応方法について

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10. 事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	日本興亜損害保険株式会社
保険名	総合賠償責任保険
保障の概要	けが・物損

11. 苦情解決の体制及び手順

- (ア) 提供した指定児童デイサービス係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下記に記す【事業者の窓口】のとおり)
- (イ) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ① 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行います。
 - ② 相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、対応を決定します。
 - ③ 対応内容に基づき、必要におうじた関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法含めた結果報告を行います。

【事業者の窓口】 特定非営利活動法人ふれあいぽっぽ 担当者 大谷 知子	所在地 大阪府茨木市上穂積 2-1-10 電話番号 072-627-8903 FAX番号 072-627-8923 受付時間 午前9時～午後5時
【市町村の窓口】 茨木市役所 子育て支援課担当課	所在地 大阪府茨木市駅前 3-8-13 電話番号 072-622-8121 受付時間 午前9時～午後5時
【公的団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」	所在地 大阪府中央区谷町 7-4-15 大阪府社会福祉会館2階 電話番号 06-6191-3130 FAX番号 06-6191-5660 受付時間 月～金曜日 (祝日を除く) 午前10時～午後4時

令和 年 月 日

「児童福祉法に基づく指定障がい福祉サービス事業等の人員設備及び運営に関する内容を本書面にに基づき利用者に説明を行いました。

事業者 所在地 大阪府茨木市上穂積二丁目1番10号

法人名 特定非営利活動法人ふれあいぽっぽ

代表者名 理事長 大谷 知子 ⑩

事業所名 デイサービスなかよし

説明者氏名 _____ ⑩

利用者 住所 _____

氏名 _____ ⑩

扶養義務者 住所 _____

氏名 _____ ⑩

但し、サービス提供可能日

令和 年 月 日から 開始いたします。

利用者

割印

事業者

割印